

第1回鹿屋市国民健康保険運営協議会 会議録（要点筆記）

日 時：令和3年5月26日（水）午後2時00分～午後3時45分
会 場：鹿屋市役所7階大会議室
出席者：池之上キヨ子、山下悦子、北之園静江、前田稔廣、福田恒典、吉留勝雄 12人 原田学、宮下昭廣、上籠司、加治木律子、新垣和彦、本田親則 欠席者：脇田ひとみ、渡邊正人 2人 (敬称略)
事務局及び関係部課職員出席者：深水保健福祉部長、 (健康保険課)岡健康保険課長、湯之上課長補佐、奥園室長、西馬場係長、浜田次長 久富木主査、福德主事、会計年度任用職員2名、ウェルスポ鹿屋2名
公開・一部公開の別：公開
傍聴者数：0人
議 題：(1)会長及び副会長の選任について (2)国民健康保険制度について (3)国民健康保険税の賦課方式等の改定について (4)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について (5)その他

会次第	動 態	会 議 内 容
1 開 会	事務局	○開催要件の確認 本日の会議につきましては、「被保険者を代表する委員」が3人、「保険医及び保険薬剤師を代表する委員」が4人、「公益を代表する委員」が3人の出席であり、今、申し上げました各委員について、1人以上かつ定員の半数以上が出席されており、鹿屋市国民健康保険条例施行規則第7条で定める会議の開催要件を満たしていることを確認
2 委嘱状交付	部長	省略
3 部長挨拶	部長	省略
4 委員紹介	事務局	省略
5 会長・副会長の選任	事務局	鹿屋市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により、会長及び副会長の選任を行う。事務局から提案。会長に宮下 昭廣 委員、副会長に加治木 律子 委員と決定
6 会議録署名委員の指名	会長	○指名

会次第	動 態	会 議 内 容
		<p>鹿屋市国民健康保険条例施行規則第 12 条の規定に基づき指名 2名（上籠 司 委員、山下 悦子 委員）</p>
<p>7 協議 (1) 国民健康保険制度について (2) 国民健康保険税の賦課方式等の改定について (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について (4) その他</p>	<p>事務局 事務局 委員 事務局 委員 事務局 事務局 委員 事務局</p>	<p>○資料に基づき説明 【質疑・応答】 なし</p> <p>○資料に基づき説明 【質疑・応答】 質問：令和 5 年度になると、基金はなくなるということか。 応答：資料には、基金は 5 年度で無くなるようなかたちで記載しているが、県へ納付する国民健康保険事業費納付金によって変わるので、ここまで減っていない可能性もある。</p> <p>質問：新聞に各都道府県の保険税の基準額が出ていた。高いところで南薩摩市、安いところで伊佐市と記載があったので、鹿屋市はどのくらいかということが知りたい。 応答：基準額が、新聞でどのような計算をしていたか分からないが、手元にある資料では示すことが出来ない ので、調べてお答えする。</p> <p>○資料に基づき説明 【質疑・応答】 なし</p> <p>【質疑・応答等】 要望：保健事業の計画のことで、中間評価がおそらく令和 2 年度までにあったかと思う。計画の実施状況の成果を文書として今後新しい室のなかで作成していただけたらと思う。 応答：賦課方式の改定の中で、御質問のあった基準額についての回答。新聞は南日本新聞に出ていた国民健康保険税の一人当たりの基準額のことだと思われるが、この資料では、県内の 19 市の中で鹿屋市は低い方から 5 番目。ただ、この報道で出ているものは、一人当たりが必要とされる保険税の額ではあるが、実際は税の軽減措置や、一般会計から保険税が足り</p>

会次第	動 態	会 議 内 容
		ない分を繰り入れる法定外繰入（鹿屋市はしていない）をしている自治体もあり、これらを含めていない順位である。
8 その他	事務局	○次回の協議会開催予定について ・次回を令和3年8月中に開催予定
9 閉会	事務局	省略
問合せ先	鹿屋市 保健福祉部 健康保険課 国民健康保険係 電話番号 0994-43-2111（内線 3159）	